議会資料

保険年金課

議案第 107 号

志摩市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 条例一部改正の趣旨

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税に関する改正は令和6年1月1日から施行されることとなったため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2. 条例一部改正の内容

出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)において、国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとなります。また、減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額となります。

改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなりますので、令和5年度においては、令和5年11月以降の出産からが減額措置の対象ととなります。

免除対象期間(斜線部分が多	免除対象期間	1)				
	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の方				出產用			
多胎妊娠の方				出產用			

※なお、対象となる出産とは、妊娠85日以上の分娩すべてとなっております。

3. 改正による効果等

出産被保険者が働くことができず、世帯収入が減少することが想定される産前産 後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税を免除することによって、妊娠・ 出産に伴う経済的負担の軽減を図ることができます。

志摩市国民健康保険税条例(平成16年志摩市条例第152号)新旧対照表

現行	改正後(案)			
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)			
第23条 (略)	第23条 (略)			
2 (略)	2 (略)			
	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険 者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対し て課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する 金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所 得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算 定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の 出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定め る場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出 産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期 間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額			

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条 の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月 数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につ き第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあって は、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税 額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定に より算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保 険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じ て得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税 額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条 の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規 定する金額を減額するものとした場合にあっては、その 減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産 被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を 乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定す る個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) <u>出産の予定日</u>
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- <u>3</u> 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月 の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者に ついて同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類 において明らかにすべき事項を確認することができる場合 は、第1項の規定による届出を省略させることができる。